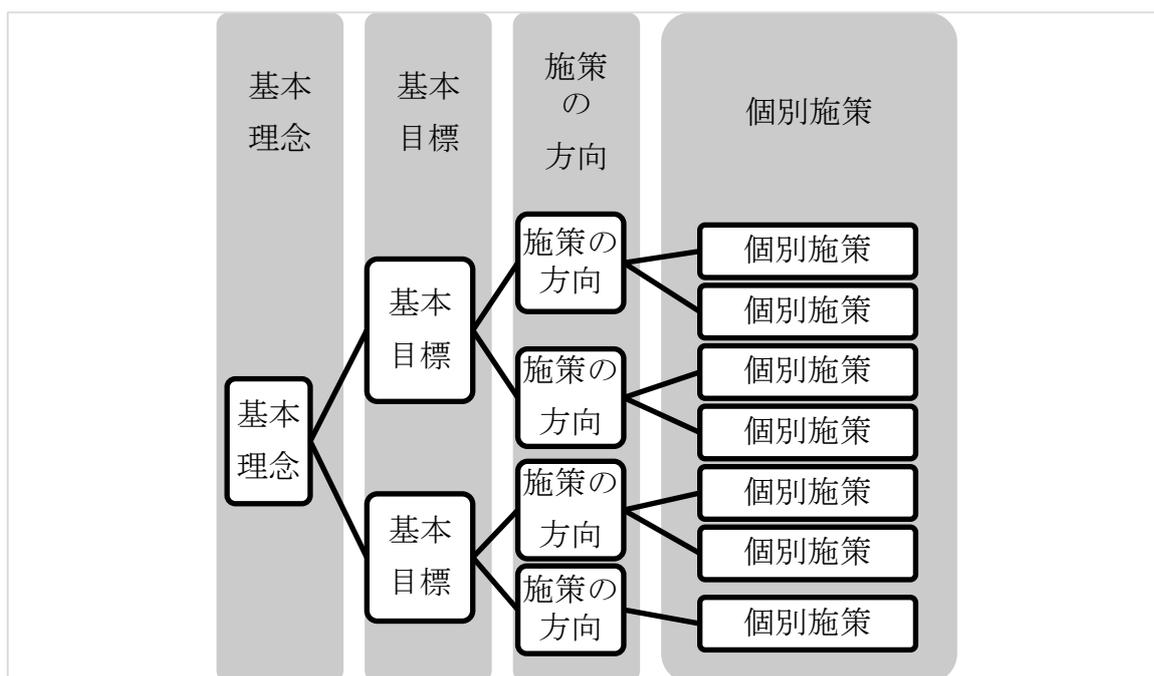


4 計画の基本的な考え方

4-1 計画の構成

本計画は、「基本理念」「基本目標」「施策の方向」「個別施策」により構成されます。それぞれの定義については、下記にて詳述します。

図表 1 計画の構成



4-2 基本理念・基本目標・施策の方向・個別施策

4-2-1 基本理念

「基本理念」とは、本町の障がい福祉施策に関する基本的な考え方であり、本計画の推進を通じて理想とすべきまちの姿を示したものです。

前回計画においては、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「障がい者の社会への参加、参画」などの考え方に基づき、基本理念を「地域で支え育てあう うまんちゅ魂のやえせ」としていました。

本計画においては、前回計画の基本理念の考え方を継承しつつ、障がいのある・なしに関わらず、同じ地域に暮らす住民同士の共感や支え合いを強調する観点から、基本理念を下記の通り定めます。

基本理念：「うまんちゅの魂が結び合うまち 八重瀬」

4-2-2 基本目標

「基本目標」とは、基本理念を踏まえて定めるもので、本計画の計画期間内（3~6年程度＝障害福祉計画：3年、障害者計画：6年）において達成すべき目標としての意味合いをもちます。

本計画においては、前計画の趣旨を踏まえ、下記の通り基本目標を定めます。

基本目標 1 汗水で築こう地域のきずな

基本目標 2 地域で支えよう彩りのある暮らし

基本目標 3 暮らし続けよう住み慣れた地域で

4-2-3 施策の方向

「施策の方向」とは、「基本理念」「基本目標」のもと、個別具体的な施策について分野ごとに施策展開の方向性を示すものです。

本計画においては、基本目標ごとに下記の施策の方向性を定めます

基本目標 1 汗水で築こう地域のきずな

（障がい者福祉への意識啓発・教育等

（地域ネットワーク構築、情報提供等）

基本目標 2 地域で支えよう彩りのある暮らし

（就労、余暇、交流等、社会参画等）

（障がいのある子の保育・療育、教育等）

基本目標 3 暮らし続けよう住み慣れた地域で

（障害の予防、早期発見等保健・医療、生活支援・住環境整備等）

（障害福祉サービス：障がい福祉計画）

4-2-4 個別施策

「個別施策」とは、「施策の方向」にしたがって、より具体的な取り組みを示したものです。

4-3 施策の体系

